

新たな地域クラブ活動の構築に向けたガイドライン(案)に係る意見等

○総件数 … 43 件(意見交換会13件 意見照会30件)

1章2 意見交換会で把握した県の現状(1件)

NO	意見	回答
1	学校部活動の地域連携・地域移行に向けた取組について、ほとんどの団体は、「活動できる範囲が県南に限定される」との記述は、「県南ならできる」と誤解を生む可能性がある。	御意見を踏まえ、次のとおり修正します。 2ページ2【修正前】「活動できる範囲が県南に限定される」 【修正後】「活動できる範囲が限定される」

1章4(2) ①指導者の量の確保(6件)

NO	意見	回答
2	おかやまスポーツナビの指導者情報については、指導可能な地域を岡山地域、真庭地域といった地域単位ではなく、市町村単位としてほしい。マイニングおかやまについては、おかやまスポーツナビと同様の指導者情報や条件検索を可能にしてほしい。いずれの人材バンクにおいても、登録情報の追加や見直し、スポーツと文化芸術での共通項目統一等、使いやすく改良してほしい。	おかやまスポーツナビ及びマイニングおかやまの機能については、関係者の御意見を参考に今後活用しやすいものとなるよう検討していきます。
3	部活動指導員の地域クラブへの配置について、柔軟な対応を可能にすることを検討してほしい。	部活動指導員は、公務員として公立の中学校に配置されているため、部活動指導員の身分で、地域クラブ活動へ配置することは困難です。
4	指導者を確保するため、待遇面を含めた条件を提示し、ホームページや広告で募集してみてくださいか。	おかやまスポーツナビ及びマイニングおかやまの人材バンクの充実等を通じ、市町村や地域クラブ活動の運営団体・実施主体による地域指導者の掘り起こしを支援したいと考えています。
5	スポーツ少年団を卒団した子どもや野球経験のある親なども指導者として協力してもらえるのではないかな。	
6	誰でも人材バンクに登録できるのか。	スポーツナビへ指導者資格の有無や活動可能なエリアなどを登録していただいています。今後は、研修会の受講の有無等も登録できるようシステムを改良していきます。
7	指導者確保の効果的な方法があれば教えてほしい。	県スポーツ協会や県文化連盟等と連携を図りながら、指導者となり得る人材の把握と掘り起こしを行うとともに、人材バンクの充実により、市町村や地域クラブ活動の運営団体・実施主体による指導者の確保を支援します。今後も国の動向を注視し、連絡会議などの場において情報提供を行っていきます。

1章4(2) ②指導者の資質の向上(8件)

2章1(2) ① //

NO	意見	回答
8	研修会を実施する際の〈主な留意事項〉については、留意する内容ではなく、それらについて学ぶ研修会を行う、という意味であれば、〈研修目的〉などと表記し、「以下について学ぶ。」と記述する方が分かりやすいのではないかな。	〈主な留意事項〉については、目的ではなく、県が研修会を実施する際に検討する研修内容を例示しているものです。
9	「指導者は、スポーツドクターや有資格トレーナーと連携をする」とあるが、安全・健康面で支えるために連携が必要なのは、学校部活動に取り組む子どもたち、またはその保護者が一番にあるべきだ。安全・健康面で支えるための知識習得のための連携という意味であれば、そういった記述があると分かりやすい。	新たな地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、参加者の心身の健康管理、事故防止を徹底し、体罰やハラスメントを根絶するとともに、中央競技団体等が作成した指導手引きを活用して、指導を行うこととしており、子どもたちの安全・健康面に配慮した取組を行うこととしています。指導者は、スポーツに精通したスポーツドクターや有資格のトレーナー等と連携し、生徒を安全・健康管理等の面で支えることとしています。
10	「教員の兼職兼業」について何も記されていないため、必要なことを記してほしい。	ガイドライン(案)には、「地域クラブ活動で指導を希望する教員」として記述をしています。
11	研修会は、参加者の負担軽減のためにも岡山市だけではなく県北や県民局単位でも実施してほしい。	研修会の開催場所については県南に偏らない形での実施を検討します。
12	研修を受けた人に県独自の資格を与えるといった仕組みは検討しないのか。	県独自の資格を設けることまでは考えておりませんが、研修修了を証明する「修了証」の発行等について検討します。
13	研修会については、県と並行して、市町村も独自で開催を検討していくという考えでよいかな。その場合、県が実施する研修会資料を各市町村に配布することや講師を紹介してもらうことは可能か。また、今後、県が「修了証」を発行する場合、市町村の研修会を受講した場合も、「修了証」を発行するというでよいかな。	
14	指導者になるには資格が必要なのか。	地域クラブ活動で指導するための特別な資格は必要ありませんが、県主催の基礎的な研修を受けていただく予定です。その上で、スポーツ分野については、可能であればJSP0の公認スポーツ指導者資格等を取得していただくことが望ましいと考えます。
15	日本版DBSの取り扱いについても考慮する必要がある。	今後の国の動向を注視し、必要に応じて連絡会議や研修会で周知していきます。

1章4(2) ③情報共有の場の提供(2件)

NO	意見	回答
16	県内の先進市町村の情報を紹介してほしい。	引き続き、県、県教委、市町村、関係団体等を構成団体とした連絡会議において、先進事例等の情報共有や意見交換を行うこととしています。
17	近隣市町村の連携(情報交換・情報共有)も考えてほしい。	<参考> 令和5年度「部活動の地域移行」推進事業 成果発表会の動画 https://www.youtube.com/watch?v=3A9dvz0jCLw

新たな地域クラブ活動の構築に向けたガイドライン(案)に係る意見等

○総件数 … 43 件(意見交換会13件 意見照会30件)

1章4(2) ④活動に要する経費の軽減(2件)

NO	意見	回答
18	地域クラブの充実に向けて必要不可欠と考えられる指導者への謝金、クラブ立ち上げに必要となる初期費用等を受益者のみで賄うことは無理である。県や国の財政的支援について、一歩踏み込んだ記述がほしい。	地域クラブ活動は、参加者の負担により運営されるものと考えていますが、国の動向も注視しながら、公共施設等の施設使用料の負担軽減についての検討や、国への財政的支援の要望を行うことを考えています。
19	国への財政的支援要望として、地域クラブの指導に従事することを希望する教師等の人件費を補助する制度を設けることを含めてほしい。	

1章4(2) ⑤活動場所の確保(1件)

NO	意見	回答
20	県立高校を利用したい場合、施設の空き情報など提供されるのか。	県立高校の施設の貸し出しは可能ですので、利用を希望する場合は、それぞれの学校にお問い合わせください。

1章4(2) ⑥運営団体・実施主体となる団体等の充実(3件)

2章1(1) ①地域のスポーツ・文化芸術団体等の整備充実

NO	意見	回答
21	教育委員会の4市町の実証事業の報告は参考になった。 ①エリアは中学校単位か、市町村単位か。 ②4市町は休日だけだったのか平日も含めてだったのか。 ③事務局はどこだったのか。	①今回の4市町は中学校区ごとではなく市町全域での取組でした。今後は市町村を越えた広域での取組も検討します。 ②今回は休日のみですが、平日をあわせて実施することも可能です。 ③学校教育課、社会教育課、地域移行課が事務局となって実施しています。
22	運営団体の整備をどのように進めていけばいいか。	運営団体・実施主体としては、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団、文化芸術団体等を想定しており、各市町村においては地域のリソースを把握した上で、市町村の協議会等において、情報共有や連絡調整を行い、地域の実情に応じ、関係者の共通理解の下、まずは、できることから取り組んでいただきたいと思います。そのため、今後、県においては、そうした地域クラブ活動の充実に向けた市町村等の取組を支援してまいります。
23	「市町村運営型→総合型地域スポーツクラブ」にしていくように、市町村が関わり続けるのではなく、最終的には切り離せるようにしていくべきではないか。	

2章1(4) 適切な休養日の設定(2件)

NO	意見	回答
24	地域移行の受け皿である地域クラブは、指導者の仕事等の関係で活動が休日(土日)に限られるパターンもある。「学校部活動指導資料を参考に活動時間を遵守し、休養日を設定する」と記述されているが、「を遵守し」は削除できないか。	「学校部活動指導資料」において、「生徒の心身の成長等に配慮して健康な生活が送れるよう、科学的根拠に基づき、土曜日及び日曜日は少なくとも一日以上を休養日とする」とされていますので、新たな地域クラブ活動においても活動時間を遵守し休養日を設定していただきたいと思います。
25	適切な休養日の設定について活動時間も記述してほしい。	「学校部活動指導資料」において、「1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日は3時間程度とし、できるだけ短時間に合理的かつ効率的・効果的な活動を行う」とされていますので、市町村や関係団体においてもこれを参考に活動時間を設定していただきたいと思います。

2章1(6) 会費の適切な設定と保護者等の負担の軽減(1件)

NO	意見	回答
26	指導者報酬についての記述が必要である。	地域クラブ活動は、参加者の負担により運営されるものと考えており、指導者報酬は、運営団体等の実情に応じて設定されるものと考えております。

2章2 大会等への支援(1件)

NO	意見	回答
27	合同部活動の場合、大会出場のために必要な人数に部員数が足りていると他校と合同で活動できず、中体連の大会に出られないという問題もある。	中体連の大会の出場規定については、競技ごとに中央競技団体において検討がなされています。県中体連HPの「岡山県中学校運動部の合同チーム編成に係る規程」に詳細が記述されています。

新たな地域クラブ活動の構築に向けたガイドライン(案)に係る意見等

○総件数 … 43 件(意見交換会13件 意見照会30件)

全般(16件)

NO	意見	回答
28	ガイドライン(案)の中に「スポーツ団体等は、」と記述されている箇所があるが、その項目には文化芸術団体は含まれないのか。	ガイドライン(案)は、市町村やスポーツ団体・文化芸術団体等の地域クラブの運営団体・実施主体等を対象としていますので、文化芸術団体においても、記述を参考にし取り組んでいただきたいと思います。
29	ガイドライン(案)の内容が、スポーツ団体が主体となる文章になっているので、「文化芸術団体」も並列して明記してほしい。	
30	「地域クラブ活動」の定義・要件等を記述してほしい。 「運営団体・実施主体」の定義等を記述してほしい。	県では、誰もが身近にスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる、地域で行われるすべての活動を、地域クラブ活動としています。例えば、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団や文化芸術教室等の活動です。 運営団体とは、地域クラブ活動を統括する団体で、例えば市町村やスポーツクラブ等であり、実施主体とは、運営団体から派遣され実際に指導等を行う主体のことです。 ガイドライン(案)では、11～12ページに市町村が運営する場合と、総合型地域スポーツクラブが運営する場合を例示しています。 (市町村運営型)では、市町村のスポーツ・文化所管部局や教育委員会が運営団体になり、地域のスポーツ・文化芸術団体や地域の指導者が実施主体になります。 (総合型地域スポーツクラブ運営型)では、運営団体と実施主体は同一になります。
31	地域の「スポーツクラブ」は、中体連主催の大会へ参加できるのか。	地域のスポーツクラブは、競技ごとに定められている条件を満たせば中体連主催の大会に参加できることになっています。県中体連HPの「地域クラブ活動の大会参加について」に詳細が掲載されています。
32	平日の地域クラブ活動の在り方や段階的な体制整備などについても記述してほしい。	ガイドライン(案)においては、平日を含めた地域クラブ活動の在り方を記述しています。Ⅱ章の内容の中から地域の現状に応じて選択し、関係者の共通理解の下、できることから取組を進めていただきたいと思います。
33	全体を通して、「～整備する。」と「～整える。」がバラバラで書かれているが、あえて違う表記にしているのか。	御意見を踏まえ、次のとおり修正します。 15ページ(8)ウ 【修正前】「環境を整える」 【修正後】「環境を整備する」
34	競技団体としては、現段階で、地域クラブ活動への移行に向けての進め方がわからず、今後どのように関わるべきかわからない。	
35	学校部活動の地域移行の進め方について教えてほしい。	県は、地域移行の受皿となる地域クラブ活動の整備が円滑に進むよう、市町村や関係団体等を構成員とする連絡会議を開催し、課題等の解決策や市町村等への支援方策等に係る意見交換、県内市町村等の先進事例について情報共有を行うこととしています。
36	第2回の意見交換会の際は、各団体の問題点の洗い出しのみで、本当に地域移行できるのかと思ったが、今回は具体的なガイドラインが示され、前進したと感じた。競技によっては競技人口が少なく、活動地域が限られているが、選手はスポーツ指導員の資格を取得したり、講習会に参加し研鑽をしている。大会や研修の参加費、交通費はもちろん自己負担だが、資格取得や更新、会場使用料、出張も多いので、保護者の理解が必要となる。	
37	地域クラブ活動の練習中に、子供たちがけがをした時の処置や保険加入等の対応の仕方等を学ぶ必要がある。	けがの対応等については、研修会等を通じて指導者の資質の向上に努めていきます。保険については「スポーツ安全保険」の案内を運営団体・実施主体に周知していきます。
38	地域クラブ活動の指導者が、公式試合の引率や大会の申込を行う際、どのような点に配慮する必要があるのか。	引率時等の生徒の安全確保については、研修会等を通じて指導者の資質の向上に努めていきます。また、県が開催する連絡会議で、中体連からの情報の共有等を行いますので、参考にし取り組んでいただきたいと思います。
39	最終的には学校部活動から地域クラブ活動への完全移行を目指すのか。	国は、令和7年度までを「改革推進期間」と位置づけ、休日の学校部活動の地域移行等について、「地域の実情等に応じて可能な限り早期の実現を目指す」としており、県としても、受皿となる地域クラブ活動の充実に向けた市町村等の取組を支援したいと考えています。
40	県は休日(土日)の部活動の廃止を考えているのか。	現時点では期限を設けて完全に廃止することは考えていませんが、地域移行は早い段階で進めていただきたいと思います。
41	地域移行とは A:部活動を将来的になくして地域クラブへ移行というものか。 B:学校部活動の在り方として教員が一元的にしていくものではなく、地域の人にも関わってもらうものなのか。	Aが「地域移行」であり、学校部活動を地域の多様な主体が行う地域クラブ活動に移行させるものです。 Bは、学校部活動の「地域連携」であり、合同部活動の導入や部活動指導員等の適切な配置により生徒の活動機会を確保しようとするものです。
42	主語の表現がたくさんあり、分かりづらい。	I章では今後の地域クラブ活動の充実に向けた県の取組等を示し、II章では市町村や関係団体等が取り組む内容を示しています。そのため、特にII章では、主語が「市町村」や「新たな地域クラブ活動の運営団体・実施主体」等、様々な立場での記述としています。
43	県スポーツ協会や県文化連盟などは、地域クラブ活動を支援してくれるのか。	県スポーツ協会では、総合型スポーツクラブの設立や活性化への支援を行っています。また、県文化連盟では文化団体からの相談対応や指導者の紹介などを行っているところです。